

1. 制度改正の概要

2010年度に「生命保険料控除制度(注)」が改正され、2012年1月1日以後に締結した生命保険契約に改正後の生命保険料控除制度(以下、「新制度」といいます)が適用されます。(改正前の生命保険料控除制度は、以下、「旧制度」といいます)

(注)生命保険料控除制度とは、生命保険料や個人年金保険料をお支払いの場合に、年間の支払保険料に応じて一定金額の所得控除を受けることができる制度です。

「介護医療保険料控除」の新設

現行の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加えて、介護保障・医療保障に係る保険料について「介護医療保険料控除」が新設されました。所得控除限度額は、所得税4万円、住民税2.8万円です。

「一般生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の所得控除限度額の変更

「一般生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の所得控除限度額が、それぞれ所得税4万円、住民税2.8万円に変更となります。(現行は、それぞれ、所得税5万円、住民税3.5万円です)

制度全体の所得控除限度額の変更

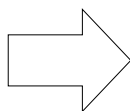
「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」および「介護医療保険料控除」を合わせた全体の所得控除限度額が、所得税の場合は、12万円に変更されます。(住民税の場合は、7万円のまま変更ありません)

生命保険料控除の対象外となる特約等の取り扱い

身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約等に係る保険料は、生命保険料控除の対象外になります。このため、実際にお払い込みいただいた保険料と生命保険料控除証明書で証明される金額が異なる場合がございます。

○旧制度

●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	所得税 5万円 住民税3.5万円
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	所得税 5万円 住民税3.5万円
全体の所得控除限度額	所得税10万円 住民税 7万円



○新制度

●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税2.8万円
●介護医療保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税2.8万円
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税2.8万円
●生命保険料控除の対象外	
身体の傷害のみに基因して支払われる特約等に係る保険料	
全体の所得控除限度額	所得税12万円 住民税 7万円

本内容は2023年6月現在の法令等に基づいて記載しています。
今後、税制の変更にともない、記載内容が変更される場合がございます。

2. 新制度のポイント

○新制度における主契約・特約ごとの控除区分

新制度では、法令等に基づき以下の判定基準にて、主契約・特約ごとに控除区分が判定されます。

控除区分等	判定基準	主契約（例）	特約（例）
一般生命 保険料控除	生存または死亡に 基因して一定額の保 険金・その他の給付 金を支払うことを約す る部分に係る保険料	5年ごと利差配当付終身保険 無配当外貨建個人年金保険 （積立利率更改型）※ 無配当外貨建終身保険 016 （予定利率更改型） 無配当低解約返戻金型 外貨建終身保険 （予定利率毎月更改型） 無配当一時払外貨建 生存給付金付特殊 養老保険（Ⅰ型）（Ⅱ型） 無配当定期保険 無配当養老保険	定期保険特約 016 終身保険特約 016 収入保障保険特約 016 介護保障特約 016 特定疾病保障特約 016 総合障害保障特約 016 総合障害保障特約 016（外貨建） 特定疾病保障特約 020 総合障害保障特約 020 積立保険特約 016 引受基準緩和型がん三大治療特約 021
介護医療 保険料控除	介護、入院等にともな う給付部分に係る保 険料	無配当感染症入院保障付災害医療 保険（無解約返戻金型）	段階給付型介護保障特約 016 介護生活サポート年金特約 016 就労不能収入サポート特約 019 総合医療特約 016 生活習慣病医療特約 016 ガン医療特約 016 女性疾病医療特約 016 特定臓器治療特約 016 先進医療サポート特約 016 入院一時給付特約 016 ガン治療サポート特約 016 継続治療後収入サポート特約 019 引受基準緩和型総合医療特約 016 引受基準緩和型ガン医療特約 引受基準緩和型先進医療特約 016 総合医療サポート特約 023 疾病特定型入院特約 023 がん医療サポート特約 023 女性疾病医療サポート特約 023
個人年金 保険料控除	個人年金保険料税制 適格特約が付加され た個人年金に係る保 険料	無配当外貨建個人年金保険 （積立利率更改型）※ 無配当外貨建個人年金保険 019 （予定利率更改型）※	
生命保険料 控除対象外 となる保険料	身体の傷害のみに 基因して保険金が支 払われる特約等に係 る保険料		災害割増特約 016 傷害特約 016 災害入院特約 016 特定損傷特約 016 特定損傷特約 021

※2023年6月1日現在の主な個人向け取扱商品（主契約・特約）

- ・死亡保障と介護保障、医療保障を兼ねた組込型保険は、法令等に基づき「一般生命保険料控除」または「介護医療保険料控除」に分類されます。

※ 個人年金保険料税制適格特約が付加されていない場合は、一般生命保険料控除に分類されます。

本内容は2023年6月現在の法令等に基づいて記載しています。
今後、税制の変更にともない、記載内容が変更される場合がございます。

3. 適用される生命保険料控除制度

○適用制度

2012年1月1日以後、契約日等を基準として旧制度と新制度の2つの制度が並存し、適用される制度に応じた生命保険料控除を受けることができます。

旧制度が適用される契約	・2011年12月31日以前に締結した保険契約
新制度が適用される契約	・2012年1月1日以後に締結した保険契約 ・2011年12月31日以前に締結した保険契約についても、2012年1月1日以後に新制度が適用されるお手続きをされた契約は、新制度が適用されます。

※企業保険は、被保険者単位での加入・増額等にかかわらず、団体単位の契約締結・更新時期で判断します。

○新制度が適用されるお手続き

2011年12月31日以前に締結した保険契約についても、2012年1月1日以後に以下のお手続きをされた場合は、新契約と同等のお手続きとみなされ、変更時点から契約全体に新制度が適用されます。

《新制度が適用されるお手続き例》

- | | |
|-------|----------------------------------|
| ・契約転換 | ・特約中途付加※ |
| ・契約更新 | ・保障見直し※ |
| ・特約更新 | ・愛児保険(はいはいらんど-R、スター誕生など)の契約者名義変更 |
| | ・被保険者の増加・変更(特約の型変更等) |

※保障のない特約や、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約のみを付加する場合を除きます。

なお、以下のお手続き等は、新契約と同等のお手続きには該当しないため、適用される制度に変更ありません。

《新制度が適用されないお手続き例》

- | |
|---|
| ・保険料の払い込み方法の変更 |
| ・積立保険(特約)の一時金(任意積立保険料)投入、積立金の一部お引き出し |
| ・住所変更 |
| ・復活 |
| ・特約更新で、全ての特約を更新されないとき |
| ・保険金額の増減額(特約の中途付加によらないもの) |
| ・名義変更(愛児保険の契約者名義変更、被保険者変更を除く)、受取人変更、改姓改名 |
| ・保障がない特約の中途付加 |
| 例:「指定代理請求特約」「リビング・ニーズ特約」「個人年金保険料税制適格特約」など |
| ・身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約のみの中途付加 |
| 例:「災害割増特約」「傷害特約」「災害入院特約」「特定損傷特約」など |

※企業保険における被保険者の増加は新契約と同等のお手続きには該当しません。

本内容は2023年6月現在の法令等に基づいて記載しています。
今後、税制の変更にともない、記載内容が変更される場合がございます。

4. 所得控除額の計算方法

旧制度と新制度での所得税・住民税の所得控除額の計算方法は、それぞれ以下の計算式となります。

○所得税

・旧制度

年間の支払保険料等	所得控除額
25,000 円以下	支払保険料等の全額
25,000 円超 50,000 円以下	支払保険料等×1/2 + 12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	支払保険料等×1/4 + 25,000 円
100,000 円超	一律 50,000 円

(全体の所得控除限度額 100,000 円)

・新制度

年間の支払保険料等	所得控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等×1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等×1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

(全体の所得控除限度額 120,000 円)

○住民税

・旧制度

年間の支払保険料等	所得控除額
15,000 円以下	支払保険料等の全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等×1/2 + 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等×1/4 + 17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

(全体の所得控除限度額 70,000 円)

・新制度

年間の支払保険料等	所得控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等×1/2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等×1/4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

(全体の所得控除限度額 70,000 円)

※旧制度の所得控除額の計算方法は、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」ともに共通です。

新制度の所得控除額の計算方法は、「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」ともに共通です。

《ご留意事項》 旧制度が適用されている契約と、新制度が適用されている契約の双方にご加入の場合

旧制度が適用されている契約(以下、「旧制度契約」といいます)と、新制度が適用されている契約(以下、「新制度契約」といいます)の双方にご加入の場合は、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の控除区分ごとに下記(ア)～(ウ)のいずれかの申告方法が選択できます。(詳しくは「5. 所得税における所得控除額の計算方法(具体例)」をご参照ください)

(ア) 旧制度契約に係る所得控除額

(イ) 新制度契約に係る所得控除額

(ウ) 旧制度契約と新制度契約の双方について、生命保険料控除の適用を受ける場合の所得控除額
(ただし、新制度の所得控除限度額が適用されます)

本内容は2023年6月現在の法令等に基づいて記載しています。
今後、税制の変更にともない、記載内容が変更される場合がございます。

5. 所得税における所得控除額の計算方法（具体例）

(ア) 旧制度が適用されている契約、または新制度が適用されている契約のどちらかの契約のみご加入の場合

ケース1 … 旧制度が適用されている契約のみの場合

ケース2 … 新制度が適用されている契約のみの場合

(イ) 旧制度が適用されている契約と、新制度が適用されている契約の双方にご加入の場合

ケース3 … 旧制度が適用されている契約の「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の所得控除額が4万円以上の場合

ケース4 … 旧制度が適用されている契約の「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の所得控除額が4万円未満の場合

(ウ) 2011年12月31日以前に締結した保険契約で、2012年1月1日以後に新制度が適用されるお手続きをされた場合

ケース5 … 契約更新の場合

ケース6 … 保障見直しの場合

<ケース1>旧制度が適用されている契約のみの場合

○ご加入の保険、保険料の内訳など

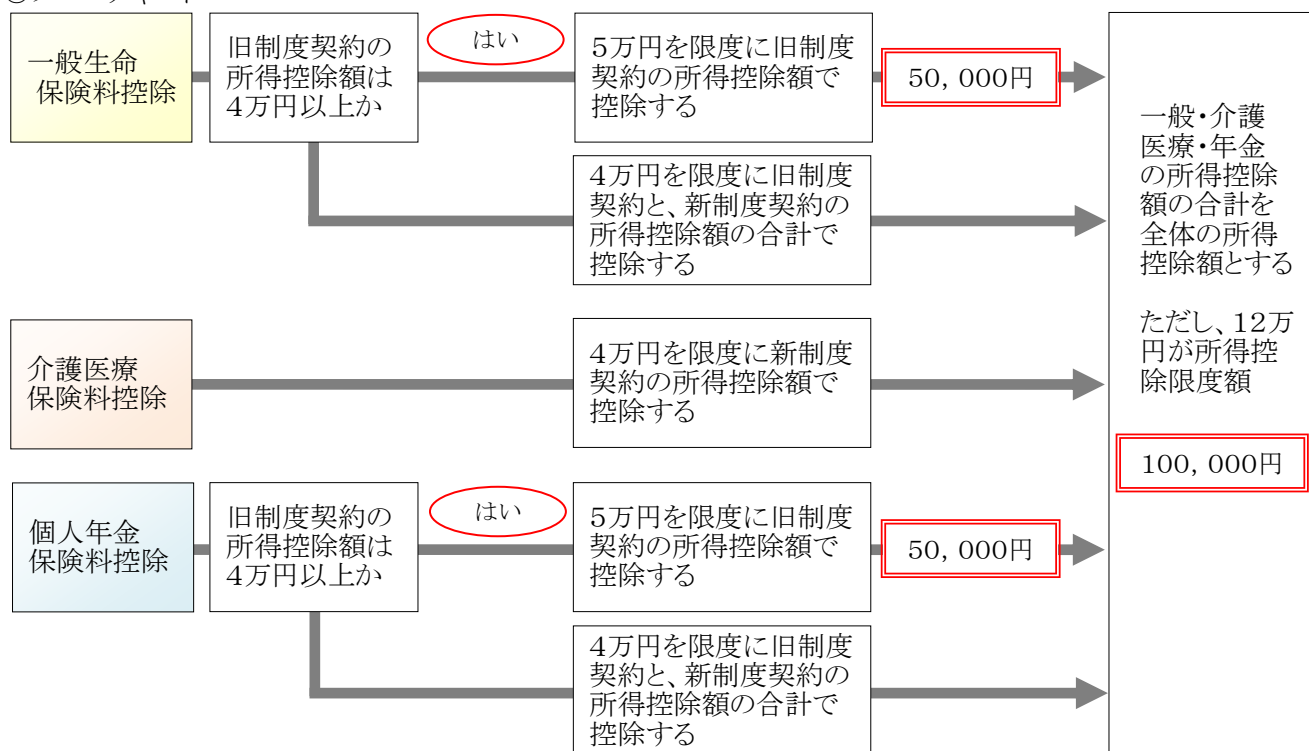
ご加入の保険	ベクトルX (3年ごと利差配当付 利率変動型新積立保険)	アベニュー-R (5年ごと利差配当付 個人年金保険)※
契約日	2011年12月31日以前	2011年12月31日以前
適用制度	旧制度	旧制度
年間支払保険料	180,000円	120,000円
一般生命保険料	180,000円	—
介護医療保険料	—	—
個人年金保険料	—	120,000円
生命保険料控除 対象外の保険料	—	—

※個人年金保険料控除の適用を受けるには、個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です。

○所得控除額

控除区分	旧制度		新制度	
	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額
一般生命保険料控除	180,000円	50,000円	—	—
介護医療保険料控除	—	—	—	—
個人年金保険料控除	120,000円	50,000円	—	—

○フローチャート



<ケース2>新制度が適用されている契約のみの場合

○ご加入の保険、保険料の内訳など

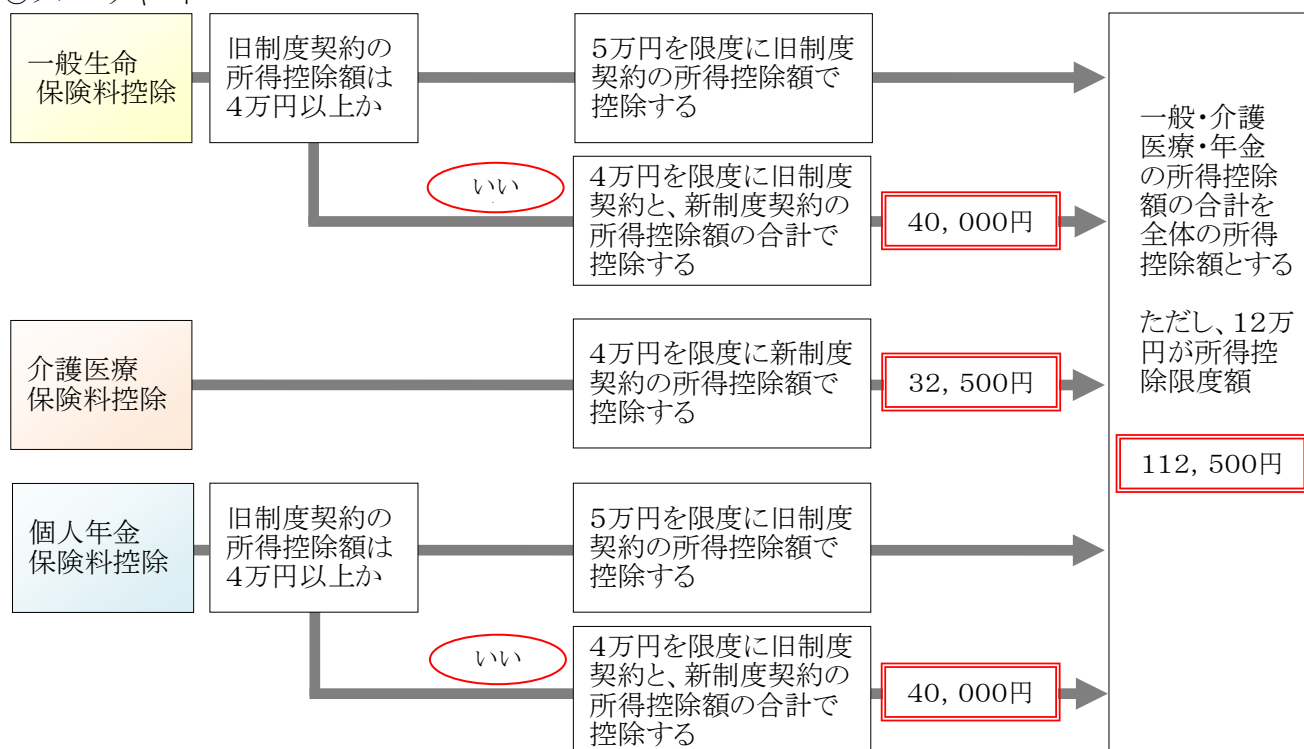
ご加入の保険	大樹セレクト (無配当保障セレクト保険)	ドリームフライト (無配当外貨建個人年金 保険(積立利率更改型))※
契約日	2012年1月1日以後	2012年1月1日以後
適用制度	新制度	新制度
年間支払保険料	180,000円	120,000円
一般生命保険料	100,000円	—
介護医療保険料	50,000円	—
個人年金保険料	—	120,000円
生命保険料控除 対象外の保険料	30,000円	—

※個人年金保険料控除の適用を受けるには、個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です。

○所得控除額

控除区分	旧制度		新制度	
	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額
一般生命保険料控除	—	—	100,000円	40,000円
介護医療保険料控除	—	—	50,000円	32,500円
個人年金保険料控除	—	—	120,000円	40,000円

○フローチャート



<ケース3>旧制度が適用されている契約と新制度が適用されている契約の双方にご加入で、旧制度が適用されている契約の「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の所得控除額が4万円以上の場合

○ご加入の保険、保険料の内訳など

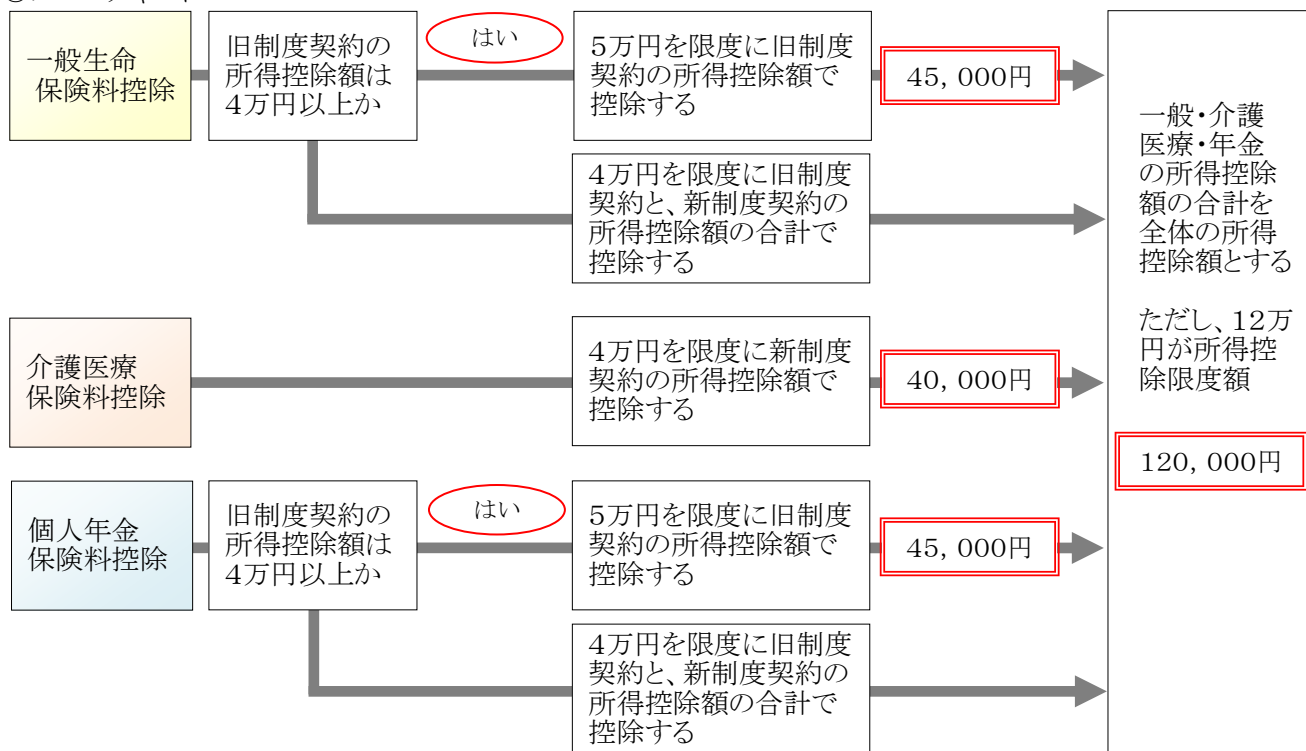
ご加入の保険	新ブラウド-R (5年ごと利差配当付 終身保険)	アベニュー-R (5年ごと利差配当付 個人年金保険)※	おまかせセレクト (無配当保障セレクト保 険)
契約日	2011年12月31日以前	2011年12月31日以前	2012年1月1日以後
適用制度	旧制度	旧制度	新制度
年間支払保険料	80,000円	80,000円	180,000円
一般生命保険料	80,000円	—	—
介護医療保険料	—	—	180,000円
個人年金保険料	—	80,000円	—
生命保険料控除 対象外の保険料	—	—	—

※個人年金保険料控除の適用を受けるには、個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です。

○所得控除額

控除区分	旧制度		新制度	
	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額
一般生命保険料控除	80,000円	45,000円	—	—
介護医療保険料控除	—	—	180,000円	40,000円
個人年金保険料控除	80,000円	45,000円	—	—

○フローチャート



＜ケース4＞旧制度が適用されている契約と新制度が適用されている契約の双方にご加入で、旧制度が適用されている契約の「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の所得控除額が4万円未満の場合

○ご加入の保険、保険料の内訳など

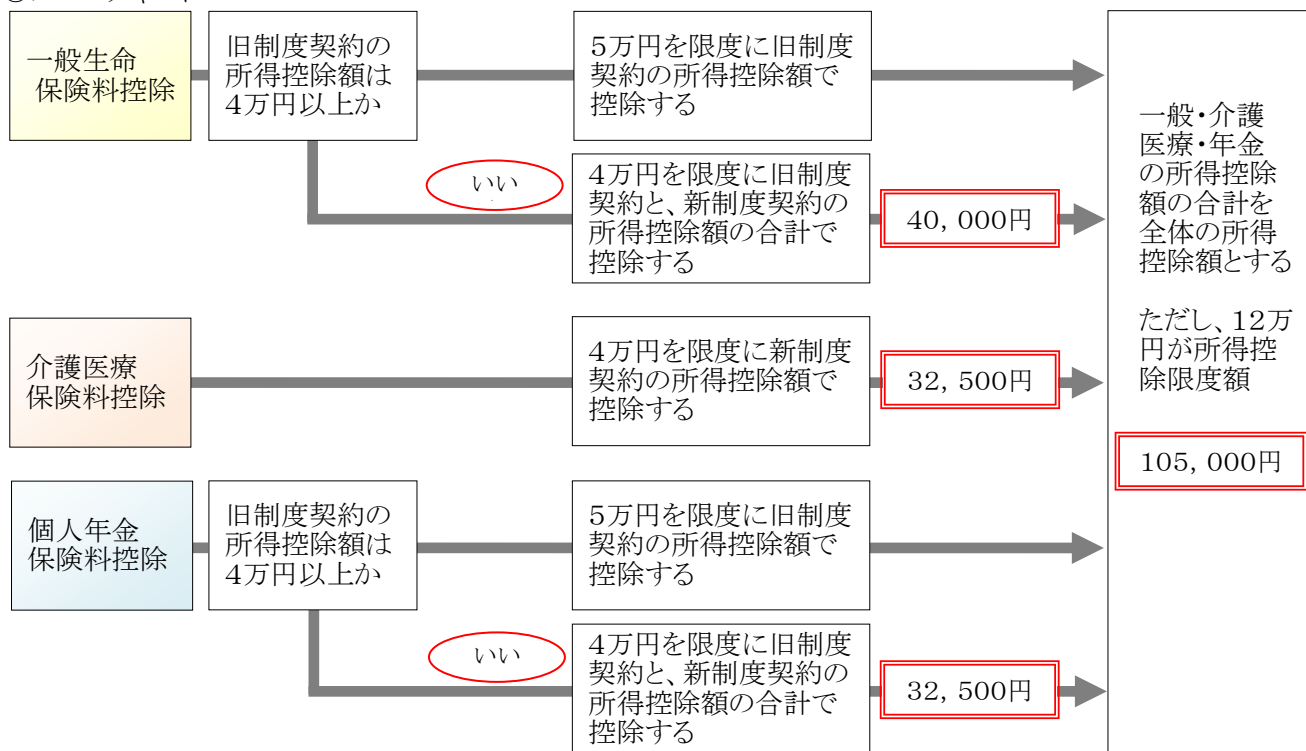
ご加入の保険	ザ・らいふ-R (5年ごと利差配当付 養老保険)	アベニュー-R (5年ごと利差配当付 個人年金保険)※	大樹セレクト (無配当保障セレクト保 険)
契約日	2011年12月31日以前	2011年12月31日以前	2012年1月1日以後
適用制度	旧制度	旧制度	新制度
年間支払保険料	40,000円	40,000円	120,000円
一般生命保険料	40,000円	—	50,000円
介護医療保険料	—	—	50,000円
個人年金保険料	—	40,000円	—
生命保険料控除 対象外の保険料	—	—	20,000円

※個人年金保険料控除の適用を受けるには、個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です。

○所得控除額

控除区分	旧制度		新制度	
	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額
一般生命保険料控除	40,000円	32,500円	50,000円	32,500円
介護医療保険料控除	—	—	50,000円	32,500円
個人年金保険料控除	40,000円	32,500円	—	—

○フローチャート



<ケース5>契約更新の場合

[2011年12月31日以前に契約した定期保険-R(5年ごと利差配当付定期保険)を、2012年1月1日以後に契約更新]
(契約更新前の年間支払保険料 120,000円、契約更新後の年間支払保険料 180,000円)

○所得控除額

	2011年		2012年	
	旧制度		新制度	
控除区分	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額
一般生命保険料控除	120,000円	50,000円	180,000円	40,000円

《ご留意事項》 契約更新後は年間支払保険料が増加しますが、所得控除額が減少する場合がございます。

<ケース6>保障見直しの場合

[2011年12月31日以前に契約したベクトルX(3年ごと利差配当付利率変動型新積立保険)を、2012年1月1日以後に保障見直し]
(保障見直し前の年間支払保険料 100,000円、保障見直し後の年間支払保険料 101,000円)

○イメージ(保障見直しにより、先進医療特約を中途付加)

<2011年(保障見直し前)>		<2012年(保障見直し後)>	
特定損傷特約 2007 傷害特約 2007 総合入院特約 2011(I型) ガン入院特約 2011 定期保険特約 2007 3年ごと利差配当付 利率変動型新積立保険 一般生命保険料 100,000円		特定損傷特約 2007 傷害特約 2007 先進医療特約 2011 総合入院特約 2011(I型) ガン入院特約 2011 定期保険特約 2007 3年ごと利差配当付 利率変動型新積立保険 生命保険料控除 対象外の保険料 6,000円 介護医療保険料 55,000円 一般生命保険料 40,000円	

(保険料は年間支払保険料)

○所得控除額

	2011年		2012年	
	旧制度		新制度	
控除区分	年間支払保険料	所得控除額	年間支払保険料	所得控除額
一般生命保険料控除	100,000円	50,000円	40,000円	24,000円
介護医療保険料控除	—	—	40,000円	24,000円

《ご留意事項》 保障見直し後は、付加されている特約等により所得控除額が減少する場合がございます。

本内容は2023年6月現在の法令等に基づいて記載しています。
今後、税制の変更にともない、記載内容が変更される場合がございます。